

○財務省告示第三百九十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十五年の初日から平成二十五年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年十二月二十七日

財務大臣 麻生 太郎

平成二十五年年度の初日から平成二十五年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 生鮮等牛肉

十四万五千八百六十九トン

二 冷凍牛肉

二十三万五千六百八十五トン